平成２２年（フ）第１７号
群馬県伊勢崎市長沼町673番地10
債務者　有限会社石倉特殊印刷工業
代表者代表取締役　石倉　光雄
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡那部　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月19日午前10時30分
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２９７号
大阪市中央区内平野町２丁目４番９号
債務者　株式会社信造園設計事務所
代表者代表取締役　飛永　信雄
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　主嘉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月19日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００５６号
大阪市中央区北浜３丁目２番23号
債務者　株式会社サン太陽トラベル
代表者代表取締役　菅野　義彦
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１６号
長野県東筑摩郡朝日村大字古見2454番地16
債務者　有限会社エコグリーンアサヒ
代表者代表取締役　奥原　利彦
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　道生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午後２時
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５９１号
愛知県稲沢市国府宮２丁目５番５号ミツイ開発ビル３階
債務者　有限会社ＷＩＴＨ　ＮＥＴ
代表者代表取締役　山田　　修
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　智加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１２号
静岡県熱海市中央町９番７号
債務者　株式会社エクセル
代表者代表取締役　坂本　直樹
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅田　欣一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月12日午前10時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６７号
堺市東区日置荘北町５番地の３
債務者　株式会社モリヤス
代表者代表取締役　森　　誠一
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
大阪府松原市三宅中７丁目９番26号、工場所在地大阪市平野区瓜破南１丁目４番41号
債務者　有限会社ＵＮＩＴＥＤ　ＧＲＡＰＨＩＣＳ
代表者取締役　太田　浩之
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９３３号
東京都中央区築地７丁目16番３号
債務者　株式会社ＮＥＥＤ
代表者代表取締役　藤田　周一
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影山　博英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午前11時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０７５号
高知市西久万138番地１
債務者　有限会社東海土佐
代表者代表取締役　大久保光夫
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安岡　幸男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月19日午前10時10分
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０７６号
高知市西久万138番地１
債務者　有限会社ジャパンフーズネット
代表者取締役　大久保光夫
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安岡　幸男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月19日午前10時10分
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８４９号
名古屋市熱田区切戸町２丁目88番地
債務者　株式会社オフィス・ワン
代表者代表取締役　村瀬　正弘
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝澤　昌雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月20日午前10時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４８号
埼玉県川口市芝新町７番９号　アドバンスビル２Ｆ
債務者　株式会社アドヴァンス・ジェムス・ジャパン
代表者代表取締役　植村　寛之
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸　　郁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月31日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第５２号
神戸市須磨区水野町２番５号
債務者　神田　秀信
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　清司
4　破産債権の届出期間　平成22年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月14日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５号
兵庫県伊丹市安堂寺町６丁目394番地
債務者　中島　寛尚
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸越　照吉
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３号
北海道天塩郡豊富町大通７丁目
債務者　藤原　富美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
旭川地方裁判所民事部